

別表 3

経費の分担区分

経費の内容	本市	受託者
光熱水費等	○	
防虫、害虫駆除・消毒等	○	
消防設備等の保守点検等管理等	○	
グリストラップ（日常）清掃等		○
グリストラップ（定期）清掃等	○	
空調設備の保守点検等管理等	○	
設備・機器の購入、修繕等	○	
調理機器備品・調理器具の購入・修繕等	○	
食器、食缶類の購入	○	
事務用備品（机、ロッカー等）	○	
調理機器等洗浄用洗剤等		○
食材料費等（保存食、検食分、とろみ剤を含む）		○
受託者が業務で使用する通信機器費、通信費、複写機の使用料等		○
受託者が雇用する従業員の人件費及び法定福利費等		○
受託者が実施する福利厚生費等		○
受託者が実施する保健衛生費等（健康診断・検便費）		○
受託者が雇用する従業員の被服費（シューズ等含む）及び洗濯・クリーニング費等		○
受託者が雇用する従業員に対する教育研修費等		○
火災、天災、労働争議、行政処分等における業務代行保証費用等		○
消耗品全般 包丁・フードカッター・まな板等調理器具、 フリーザーパック、ペーパータオル、点火棒、水切りワイパー、スポンジ・たわし、洗浄消毒等衛生用品（手指消毒用アルコール・手指用液体石けん）、清掃用具、雑貨・文房具、ごみ袋（市指定ゴミ袋・ビニル袋等）、水分補給用麦茶 等		○
医薬材料		○
各種報告書等必要関係書類に関する経費		○

※ 上記以外で、費用負担区分が不明確なものが発生した場合は、受託者との協議により決定する。

※ 受託者に起因する過失等により、破損、故障が生じた場合で補充、修繕、購入が必要となった場合は、受託者の負担とする。